東広島市立豊栄中学校いじめ防止基本方針

１　策定の趣旨

いじめは，人間として絶対に許されない行為であり，いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも，どの学校でも，起こりうるものである」との認識に立ち，いじめを許さない集団づくりを通して，いじめの問題の未然防止を図るとともに，いじめのサインを早期に発見し，早期に対応することが大切である。また，全ての生徒が安心して学校生活を送り，自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう，中学校は，小学校，保護者，関係団体と連携し，地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため，東広島市立豊栄中学校として，いじめの問題の克服に向け，いじめの防止等の基本的な方向を示す「東広島市立豊栄中学校いじめ防止基本方針」を定め，国・県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携のもと，いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

２　いじめの定義等

「いじめ」を，いじめ防止対策推進法第２条に基づき，次のとおり定義する。

> 「いじめ」とは，生徒に対して，当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには，大人には見えにくく，発見することが難しいという特性があり，大人が見逃していたり，見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては，認知件数の多寡のみを問題とするのではなく，アンケート調査や教育相談，日常的な実態把握により，早期に発見（認知）し，早期に対応するなど，学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

３　いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子供にも，どの学校でも，起こりうるものであり，次に示す視点を中心として，取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し，全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに，全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう，「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 生徒の主体的な活動の支援

生徒が自律して，自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であるこ

とから，生徒会活動が中心となっていじめの防止等のための活動を行う等，生徒の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている生徒を守るために，定期的，計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに，日常的な実態の把握により，生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず，早い段階で適切に対応するなど，いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく，学校全体で情報を共有する。また，いじめ防止対策推進法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に，全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場に立ち，組織的に対応する。

(5) 学校，家庭及び地域の連携

学校は，ＰＴＡ及び地域の自治会等と連携・協働し，地域社会全体で生徒を見守り育てる。

４ いじめの防止等に関する取組

東広島市立豊栄中学校は，いじめの防止のため「東広島市立豊栄中学校いじめ防止基本方針」を策定し，校長のリーダーシップのもと，組織的な生徒指導体制で取組を行う。また，「東広島市立豊栄中学校いじめ防止基本方針」に基づき，学校の実態に応じ「いじめ防止委員会」を中心に，次のような取組を体系的・計画的に推進する。

(1)「東広島市立豊栄中学校 いじめ防止基本方針」の策定

ア 生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
イ 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど，地域を巻き込んだ方針とする。
ウ いじめ防止等に関わる年間計画を作成し，実効性のあるものとする。
エ 策定した基本方針が機能しているか検証を行うとともに，随時見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

ア いじめ防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織として，「いじめ防止委員会」を設置する。
イ 校長・教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導担当・保健主事・スクールカウンセラー・心のサポーター及び必要に応じて関係職員・関係機関を委員会メンバーとする。
ウ「いじめ防止委員会」を，校務運営組織に位置付ける。

(3) いじめの防止等に係る生徒への指導

ア どのような行為がいじめに当たるのか，いじめられた生徒にどのような影響を与えるのか，いじめはどのような構造なのかなど，いじめについて正しく理解させる。
イ 社会体験や生活体験の機会を設け，生徒の人間性や社会性を育み，豊かな情操を培う。
ウ ソーシャルスキル・トレーニングやピア・サポート等を通じて，円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。
エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族，相談機関等に伝えることは，適切な行動であることを理解させる。

(4) 生徒の主体的な活動の支援

生徒会組織の中に，いじめの防止等のための委員会を設置し，生徒が主体的に活動できるよ

う支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的・計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応プログラムを作成する。

キ 必要に応じて，心理や福祉の専門家，医師，弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6)警察への相談・通報

いじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，東広島市教育委員会に報告・連絡するとともに，早期に警察に相談・通報の上，警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合，学校は，速やかに東広島市教育委員会に報告するとともに，「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを編成し，調査等の適切な取組を行う。

「重大事態」の定義（いじめ防止対策推進法第28条第１項による）

「重大事態」とは，次に掲げる場合を指す。

一　いじめにより生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

平成２９年４月改訂版